担当:平出·高昆

【天津市「防暑降温」手当の 2020 年度支給基準】

天津市では、毎年6月~9月の4か月の期間「防暑降温手当」を支給することが市の規定で定められており、2020年度の支給基準が6月30日付の津人社局発【2020】12号通知で公表されています。

■ 「防暑降温手当」2020年度天津市の基準

・ 支給期間 : 2020年6月~9月の4か月

支給基準額 : 189.70元/月 x 4か月 = 758.80元

(2019年は176.10元/月)

・ 支給方法 : 毎月支給または一括で支給

・ 支給対象者 : 天津市の企業に勤務する従業員(病気休暇中は不要・産休中は要) オフィス系の会社で、冷房が効いていて寒い室内で長袖の服や上着を着て仕事をしているような環境であっても支給は必要になります。

■ 「高温手当」について

上記の「防暑降温手当」は、北京市や河北省にはその制度がありません。 「防暑降温手当」とは別に夏季に支給される地方法規に基づく手当に「高温手当」 というものがあり、こちらの手当は天津市・北京市・河北省ともに支給基準がそれ ぞれ下記のように定められています。

- ・天津市: 6月から9月の間で最高気温が35度以上の日に屋外または室温33度以上の場所で作業をする従業員に対して2020年は「1日あたり」35元/日を支給
- ・北京市: 6月から8月の間で高温下(気温に関わらず)での屋外業務を行う 場合または室温33度以上の場所で作業をする従業員に対してそれぞ れ「月額」で金額を規定
- ・河北省: 5月21日から8月31日の期間で高温下(気温に関わらず)での屋外業務を行う場合または室温33度以上の場所で作業をする従業員に対してそれぞれ「1時間あたり」で金額を規定

「高温手当」も「貨幣」で支給することが義務付けられており、支給期間・金額・要件が市・省により異なりますの、支給に際しては当地の規定をよく調べて対応することが肝要です。

■ 夏季手当の個人所得税法上の取り扱い

これらの夏季手当については、個人所得税法上は免税とする規定はないため、支給をした月の給与所得の一部として個人所得税の課税対象として税金を計算する必要があります(冬の暖房手当は個人所得税の課税対象外です)。

天津市では高温下の職場で業務を行う従業員は「防暑降温手当」「高温手当」の両方の支給を受けられますが、これら2つの手当が両方存在するのは他の都市においてあまり例のないケースです。中国国内で多拠点展開をされている企業は天津拠点の従業員に対しては「「防暑降温手当」の支給が必須となっている点に注意が必要です。

以上